**対馬博物館宣伝広報業務委託　公募型プロポーザル実施要領**

**１　業務の目的**

令和４年４月に開館する対馬博物館（以下、博物館という。）では、宣伝広報を通した情報発信により、市民をはじめ、広く全国に向けて博物館の情報を周知して利用を促進するとともに、博物館の理念や使命および各種事業に関する情報を発信し、博物館に対する理解の向上と誘客促進を図る手段とする。本プロポーザルは、博物館の広報事業のうち宣伝広報の取組の一部を専門事業者へ委託することで、より効果的な施策を実施するためのものである。

**２　業務の概要**

当該業務は、博物館の宣伝広報業務を行うものである。

（１）業務名

対馬博物館宣伝広報業務委託

（２）業務場所

対馬博物館

（３）業務内容

別紙仕様書のとおり

（４）履行期間

契約締結日（令和４年２月上旬予定）から令和４年３月３１日まで

（５）契約保証金

契約金額の百分の十以上

（６）委託料（見積もり限度額）

８，８８０千円（消費税額及び地方消費税額を含む）

**３　プロポーザル方式の方法及び採用理由**

本業務は宣伝広報という広告会社の専門的な知識と技術、実績が求められるため、単に価格のみによる競争では目的が達成されない可能性があることから、本業務を遂行できる最適な事業者を選考するため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により、プロポーザル方式（公募型）により募集し、業者の選定を行う。

**４　参加資格及び選定条件**

(1)業種

宣伝広報業を専門とする部署を有すること

(2)実績

過去５年以内に博物館施設の宣伝広報を行った実績を有すること

**５　事業全体スケジュール（予定）**

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　容 | 期　　間　　等 |
| 公募開始日質問書（実施要領・仕様書等）の受付期間質問書（実施要領・仕様書等）の回答参加意思確認期限参考資料の提供（参加意思表明業者のみ） | 令和４年１月１2日（水）公募開始日から令和４年１月１８日（火）まで令和４年１月１９日（水）まで随時令和４年１月２０日（木）必着参加意思表明書類受付完了後随時 |
| ○審査質問書（提案書作成）の受付期間質問書（提案書作成）の回答提案書提出期限審査（ヒアリングの実施）最優秀提案者の決定 | 令和４年１月１８日（火）から令和４年１月２４日（月）まで令和４年１月２５日（火）まで随時令和４年１月２８日（金）必着令和４年２月１日（火）令和４年２月４日（金）まで |

**６　参加意思を表明する書類の提出**

参加意思確認にかかる次の書類を下記の提出期限までに提出すること。

（１）プロポーザル参加意思確認書（様式第１号） １部

（２）その他（任意）

（３）提出期限　令和４年１月２０日（木）午後５時　必着

提出方法　持参、郵送、ＦＡＸのいずれか。

　　　　※持参以外の場合は担当者に電話にて連絡すること。

提出先　　〒８１７－００２１　長崎県対馬市厳原町今屋敷６６８番地２

　　　　　対馬市　観光交流商工部　博物館学芸課

　　　　　ＴＥＬ　０９２０－５３－５１００

ＦＡＸ　０９２０－５３－５１１１

**７　参考資料の提供**

博物館の概要や施設に関する情報及び制作が完了しているデザイン制作物に関する資料を参加意思表明業者に対してメールで提供します。参加意思表明の書類の受付が完了した業者から随時提供します。

**８　実施要領・仕様書等に関する質問**

ア　質問方法

質問書（任意様式）に質問事項を記載のうえ、持参、郵送、ＦＡＸまたは電子メール添付により提出すること。※持参以外による提出は担当あて電話連絡を行うこと。

イ　期　限

令和４年１月１８日（火）　午後５時

ウ　質問書の提出先　　対馬市　観光交流商工部　博物館学芸課

エ　回　答

令和４年１月１９日（水）までに、対馬博物館公式ウェブサイトの当該プロポーザル情報掲示ページ内に掲載する。

**９　資格の喪失に関する事項**

次のいずれかに該当したときは、本手続に関する資格を失うことがある。

（１）提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。

（２）提案書の記載が次項作成要領に適合していないとき。

（３）提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。

（４）提案書に記載すべき事項以外の事項が記載されていたとき。

（５）提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

（６）応募者が、受託者を特定するまでの間、委員会に対する公正な審査を妨げる行為をしたとき。

**１０　提案書作成要領等**

（１）企画提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは、業務における実施方針や実施手法について提案を求めるものであり、当該業務の成果品の一部の作成や提出を求めるものではない。仕様書にある「業務の内容」の詳細については、契約後に提示するものとし、提案書に記載された考え方や具体的な取組方法を反映しつつ、対馬市と協議の上、業務を開始することとする。

（２）提案書様式及び部数

①企画提案書　１０部

②見積書　１部

また、企画提案書の様式５を説明するための参考資料（任意様式）を１０枚以内で添付することができる。（見積書は、提案書の内容を踏まえ必要な経費を算出し、参考見積として提出すること。なお、選定業者には再度見積を依頼する。）

（３）対馬市業務委託プロポーザル方式等実施要綱第８条第1項の規定に基づく参加資格条件により対馬市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者が申込みをする場合は、参加申込の際、次に掲げる書類を併せて提出すること。

①履歴事項全部証明書(法人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。)

②身元(分)証明書(個人のみ。申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。)

③納税証明書(申込日前3ヶ月以内のもの。写し可。)

・対馬市税の未納がない証明書(本市に営業所等を有する者のみ)

・所得税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(個人のみ)

・法人税、消費税及び地方消費税の未納がない証明書(法人のみ)

④営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

⑤財務諸表類(直近1年度分のみ。)又は青色申告書等

⑥対馬市政治倫理条例第5条第1項が規定する関係企業以外の者であることの誓約書

（４）提案書提出先、提出方法及び提出期限

対馬市　観光交流商工部　博物館学芸課

持参又は郵送　令和４年１月２８日（金）　午後５時　必着

※郵送の場合は、配達までの記録が残る方法で送ること。

（５）提案書記入上の注意

各様式に記載

（６）提案書作成に係る質問等

ア　質問方法

質問書（任意様式）に質問事項を記載のうえ、持参、郵送、ＦＡＸまたは電子メール添付により提出すること。※持参以外による提出は担当あて電話連絡を行うこと。

イ　期　限

　令和４年１月１８日（火）から令和４年１月２４日（月）午後５時まで

ウ　質問書の提出先

対馬市　観光交流商工部　博物館学芸課

エ　回　答

　令和４年１月２５日（火）までに、参加業者すべてにＦＡＸまたは電子メールにて送付する。

**１１　評価基準及び審査方法**

（１）評価基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | 審査の内容 | 評価点 | 優先順位 |
| 応募者の経歴・状況 | 提案者の実績はどうか　①過去５年間に同種業務の実績がある　②過去５年間に類似業務の実績がある | １０点 | ８ |
| ③過去の実績について成果が表れているか④計画どおりに事業が展開されたか。 | １０点 | ９ |
| 提案の妥当性 | 業務内容を正確に把握し、的確に提案がなされているか | １０点 | １ |
| 独自性と創造性があり、かつ企画力と実現性を有した提案がなされているか | １０点 | ２ |
| 業務に関する独自の調査・研究等が反映された企画内容になっているか | １０点 | ３ |
| 提出された見積書の金額は適当であるか | １０点 | １０ |
| 進め方の妥当性 | スケジュールの進行管理、進め方（手順、手法）は適切であるか | １０点 | ５ |
| 業務を実施するために必要な体制が確保されているか | １０点 | ４ |
| 積極的に取り組もうとする意欲を感じられるか | １０点 | ７ |
| 発展性 | 成果品により博物館が発展する可能性があるか | １０点 | ６ |

（２）審査方法

ア　審査（提出された提案書、参考見積書及びプレゼンテーション等による審査）

参加業者に対し、委員会が審査を実施し、最優秀提案者を特定。審査結果は文書により各参加業者あてに通知する。

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、プレゼンテーションなどの審査方法をWEB会議で実施する可能性がある。方法については、追って参加業者すべてにＦＡＸまたは電子メールにて送付する。

イ　評価点が同点で最優秀提案者が複数となった場合は、「１１　評価基準及び審査方法」の評価基準に記載している優先順位が高い項目の点数をより多く取得した業者を最優秀提案者とする。

ウ　参加事業者が一者の場合は、評価委員会の採点が総合得点４１９点以下の場合は受託候補者として認めない。

**１２　その他留意事項**

（１）本件に参加する費用は、すべて参加業者の負担とする。

（２）提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。

（３）書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。

（４）提出された企画提案書については返却しない。

（５）企画提案書について情報公開請求があった場合は、対馬市情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがある。

（６）最優秀提案者の提案書に基づき、随意契約により契約を締結する。なお、協議により提案書の内容を一部変更する場合がある。

**１３　担当課（問合せ先）**

提出先　　〒８１７－００２１　長崎県対馬市厳原町今屋敷６６８番地２

　　　　　対馬市　観光交流商工部　博物館学芸課

担当　小栗栖　まり子（おぐりす　まりこ）

　　　　　ＴＥＬ　０９２０－５３－５１００

ＦＡＸ　０９２０－５３－５１１１

Ｍａｉｌ　museum@city-tsushima.jp